

土地収用法第100条の2第1項に規定する
国土交通大臣が定める方法による書留郵便を
定める件

土地収用法（昭和26年法律第219号）第100条の2第1項の規定に基づき、同項に規定する国土交通大臣が定める方法による書留郵便を次のように定める。

平成14年7月 日

国土交通大臣 林 寛子

土地収用法第100条の2第1項に規定する国土交通大臣が定める方法による書留郵便は、郵便規則（昭和22年逓信省令第34号）第90条第1項ただし書の規定に基づき「留置期間7日」と表示したもの又は同項ただし書の規定による表示をしないものとする。

附 則

本件は、土地収用法の一部を改正する法律（平成13年法律第103号）の施行の日（平成14年7月10日）から施行する。